資料４

（仮称）藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会について（案）

１　設置の目的

文化財保護法第１８３条の９第１項に基づき、藤沢市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の推進等に必要な事項を協議するため、藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置します。

２　主な役割

推進協議会の主な役割は次のとおりです。

（１）地域計画の変更に関すること。

（２）地域計画の推進に関すること。

（３）地域計画の評価及び進捗管理に関すること。

（４）文化財の保存活用に係る関係者間の連絡調整に関すること。

（５）その他地域計画の目的達成のために必要な事項。

３　構成員及び選出団体

多様な主体が関わる「藤沢郷土資源」の特性を反映し、策定協議会と同様の構成員及び選出団体としたい。

（１）文化財保護委員会

（２）文化財の所有者

（３）学識経験者

（４）関係機関または関係団体の代表者等

（５）その他市長が必要と認める者

・文化財保護委員会
・文化財の所有者：養命寺、清浄光寺、江島神社
・学識経験者：多摩大学、藤沢市教育委員会（小中学校校長）
・関係団体等：江ノ島電鉄株式会社、藤沢商工会議所、（公社）藤沢市観光協会
・その他：藤沢地名の会、湘南考古学同好会、藤沢市文化財保護推進員、
　　江の島・藤沢ガイドクラブ

資料４

４　委員

（１）任　期　　令和８～９年度（２年間）

（２）報　酬　　９，２００円（交通費含む）／回

（３）会議開催回数　　年３～４回程度（見込み）

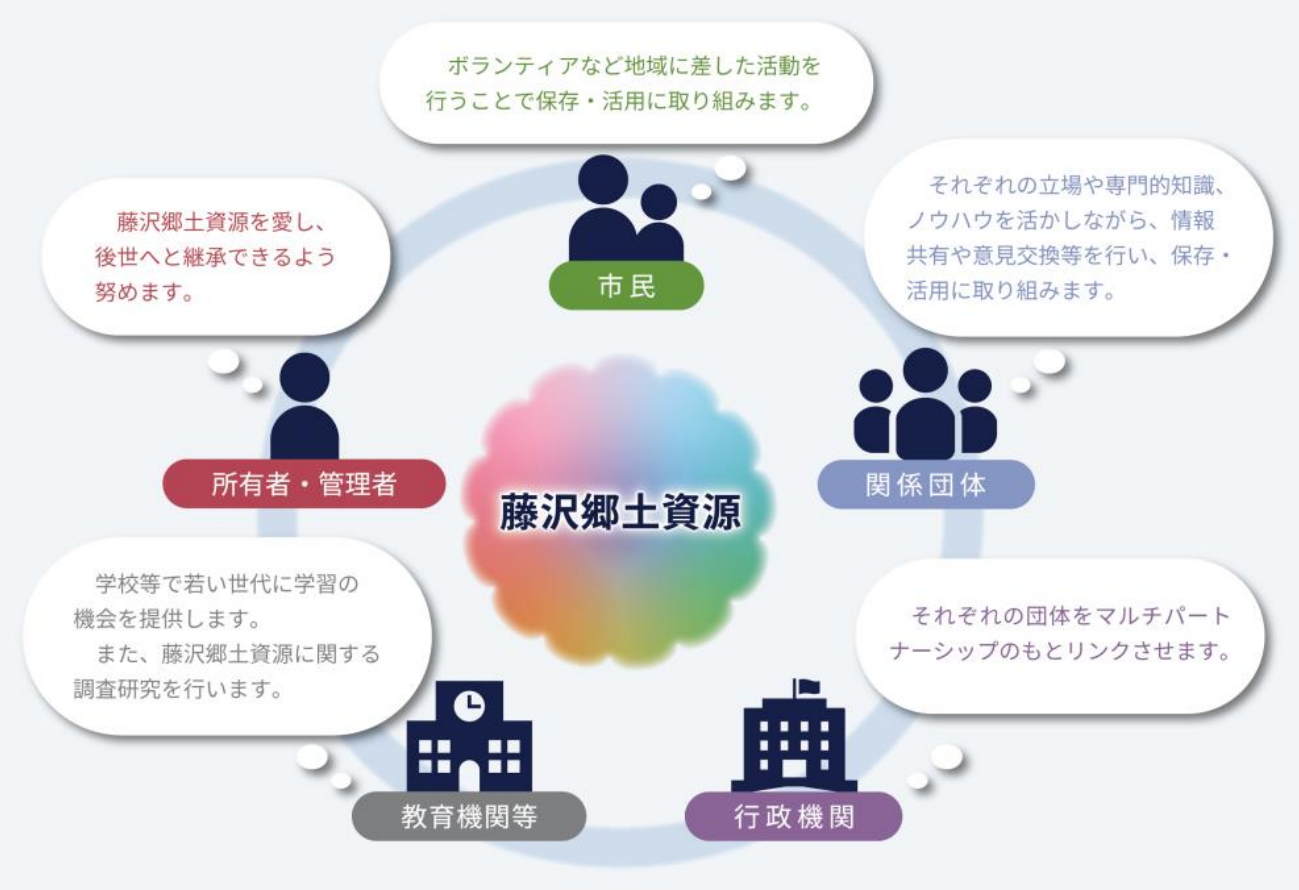

以　上